

<p>清水委員 (職務代理者)</p> <p>事務局 (中東)</p>	<p style="text-align: center;">—開会—</p> <p>それでは、諮問事項第1号議案から第4号議案について、それぞれ関連する都市計画となりますので、まとめて事務局より、ご説明いただきます。それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、諮問事項 第1号議案から第4号議案について、まとめてご説明いたします。都市政策課の中東と申します。失礼して着座にてご説明させていただきます。</p> <p>前回の審議会では、「事前説明事項 第1号議案から第4号議案」としてご説明した案件でございます。資料は、お手元にあります右肩に「資料1」と「資料2」と書かれたものになります。議案書の「資料1」につきましては、諮問文書と都市計画図書及び参考となる資料を添付しております。資料1と同じ内容を前面スクリーン及びお手元の画面に表示いたします。右上に資料1と対応するページを記載しておりますので、参考にしてください。</p> <p>それでは、資料1の2ページをご覧ください。三田市長から当都市計画審議会への諮問文書でございます。令和6年1月10日付けで土地区画整理事業（対中町土地区画整理事業）の変更について諮問しております。</p> <p>3ページをご覧ください。土地区画整理事業の変更に係る計画書となります。今回、対中町土地区画整理事業を廃止する内容となっております。</p> <p>4ページです。今回の土地区画整理事業の変更に係る理由書でございます。本地区は、平成6年に土地区画整理事業の都市計画決定がなされましたが、関係権利者等における合意形成が進まず、土地区画整理事業は長期未着手となっていました。また、平成30年3月の準備会総会において、事業化を断念することも決定されている状況です。</p> <p>そのため、地域住民により組織されたまちづくり会からの地区計画の申出による地区計画を策定することで、地域の課題を解消し、良好な住環境を有する市街地形成の誘導を図ることとするため、対中町土地区画整理事業を廃止するものとなります。</p> <p>5ページをご覧ください。今回、予定している変更箇所の位置図です。画面、赤色で囲っている箇所が今回の変更箇所になります。</p> <p>こちらが拡大図となります。皆様の資料にはございませんので、前面スクリーン及びお手元の画面をご確認ください。三田市対中町の一部に位置しております。</p> <p>6ページです。こちらは、変更前後の対照図となります。対中町における土地区画整理事業を廃止する内容となります。</p> <p>7ページです。こちらは、計画図となります。廃止する区域を示しております。</p> <p>以上で、阪神間都市計画 土地区画整理事業の変更に関する説明を終わります。</p> <p>引き続き、第2号議案「都市計画道路（八景線）の変更」についてご説明いたします。</p>
---	--

議案書では9ページ以降となります。

それでは、10ページをご覧ください。三田市長から当都市計画審議会への諮問文書でございます。令和6年1月10日付けで都市計画道路（八景線）の変更について諮問しております。

議案書の11ページをご覧ください。都市計画道路の変更に係る計画書となります。今回、都市計画道路八景線を廃止する内容となっております。

12ページです。今回の変更に係る理由書でございます。本路線は、昭和47年に都市計画決定され、平成6年に対中町土地区画整理事業の中核施設として、都市計画の変更がなされています。しかし、対中町土地区画整理事業については、事業化の断念が決定され、本路線の必要性についても検証したところ、交通機能として当路線隣接する県道西脇三田線で市街地と国道を結ぶアクセス道路としての機能が十分に果たせることから、対中町土地区画整理事業の都市計画廃止に併せて本路線を廃止するものとなります。

13ページをご覧ください。今回、予定している変更箇所の位置図です。画面、赤色で囲っている箇所が今回の変更箇所になります。こちらが拡大図となります。先ほどと同様に、皆様の資料にはございませんので、前面スクリーン及びお手元の画面をご確認ください。三田市対中町の一部に位置しております。

14ページです。こちらは、変更前後の対照図となります。都市計画道路八景線を廃止する内容となります。

15ページです。こちらは、計画図となります。廃止する区域を示しております。

16ページは、変更前後対照表となります。都市計画道路八景線は廃止となるため、斜線表記しております。

以上で、阪神間都市計画 都市計画道路の変更に関する説明を終わります。

引き続き、第3号議案「都市計画公園（対中公園）の変更」についてご説明いたします。議案書では17ページ以降となります。

それでは、18ページをご覧ください。三田市長から当都市計画審議会への諮問文書でございます。令和6年1月10日付けで都市計画公園（対中公園）の変更について諮問しております。

議案書の19ページをご覧ください。都市計画公園の変更に係る計画書となります。位置及び面積等を記載しております。詳細については、図面等を用いて後ほどご説明いたします。

20ページです。今回の変更に係る理由書でございます。本公園は、対中町土地区画整理事業の実施に併せて整備する公園として、平成6年に都市計画決定されています。しかし、対中町土地区画整理事業の廃止に伴い、本公園を整備する見通しが無い状況であるため、適正な配置を見直すことにより、地域内の生活環境が充実するよう、区域及び面積を変更するものとなります。

21ページをご覧ください。今回、予定している変更箇所の位置図です。画面、赤色で囲

っている箇所が今回の変更箇所になります。

こちらが拡大図となります。先ほどと同様に、皆様の資料にはございませんので、前面スクリーン及びお手元の画面をご確認ください。三田市対中町の一部に位置しております。

22ページです。こちらは、変更前後の対照図となります。黄色ハッチング箇所から赤色ハッチング箇所へと、位置を変更する内容となります。

23ページです。こちらは、計画図となります。変更する区域を示しております。

24ページは、変更前後対照表となります。区域の変更により、面積が約0.36haから約0.11haとなります。

以上で、阪神間都市計画 都市計画公園の変更に関する説明を終わります。

引き続き、第4号議案「都市計画地区計画（対中町地区地区計画）の決定」についてご説明いたします。議案書では25ページ以降となります。

それでは、26ページをご覧ください。三田市長から当都市計画審議会への諮問文書でございます。令和6年1月10日付けで都市計画地区計画（対中町地区計画）の決定について諮問しております。

27ページをご覧ください。都市計画地区計画の決定に係る計画書となります。ここからの説明は、32ページの計画図も併せてご確認をお願いします。

名称は「対中町地区地区計画」、位置は「三田市対中町の一部」、面積は「約11.4ha」となっており、地区計画の目標などを定めています。区域については、資料①の32ページの計画図において、赤線で囲った区域となります。

次に、区域の整備・開発及び保全に関する方針では、地区計画の目標や土地利用の方針などを定めており、本地区では、土地利用を2つに区分し、幹線沿道地区及び住宅地区それぞれの方針を定めています。これにつきましても、資料①の32ページの計画図において、黄色ハッチが幹線沿道地区、緑色ハッチが住宅地区となります。

今回、地区計画に定める幹線沿道地区は、「住民及び幹線道路の利用者の利便性を確保するため、商業・業務施設等を配慮するとともに、周辺の住環境に配慮した土地利用を図る。」としています。住宅地区は、「住宅地として良好な住環境の維持、保全を図る。」としております。

28ページです。地区整備計画についての内容で、土地利用の方針、建築物等の整備の方針を具体的に実現するための規制を定めています。地区施設として道路を配置しており、幅員6mと幅員4mの道路を配置しております。地区の面積は、幹線沿道地区が約6.8haで、住宅地区が約4.6haとなっております。

32ページの計画図において、黒の斜線が6m、クロスメッシュが4mの地区施設道路を示して、先ほどご説明したとおり、黄色ハッチが幹線沿道地区、緑色ハッチが住宅地区となります。

次に、建築物等の用途の制限になります。対中町は用途地域が第1種住居地域に指定さ

れており、基本は第1種住居地域でできる建築物が建築できる計画としていますが、ここでは建築することのできない建築物を列記しております。

最後に、垣又はさくの制限についてです。

道路に面する敷地部分に垣又はさくを設置する場合は、高さを制限し、災害時の安全性、交差点等の見通しなど交通安全性確保や沿道の景観に配慮する計画となっております。垣又はさくの制限は住宅地区にのみ設けております。

29ページをご覧ください。今回の決定に係る理由書でございます。決定理由は、第1号議案でご説明した区画整理事業の変更理由と同様のものとなっております。対中町地区地区計画を決定するものとなります。

30ページをご覧ください。今回、予定している変更箇所の位置図です。画面、赤色で囲っている箇所が今回の変更箇所になります。

こちらが拡大図となります。先ほどと同様に、皆様の資料にはございませんので、前面スクリーン及びお手元の画面をご確認ください。三田市対中町の一部に位置しております。

31ページです。こちらは、変更前後の対照図となります。対中町区画整理事業を廃止し、対中町地区地区計画を決定する内容となります。

32ページです。こちらは、計画図となります。先ほどから説明もさせていただきましたが、決定する区域を示しております。

以上で、阪神間都市計画 都市計画地区計画の決定に関する説明を終わります。

次に資料2の2ページをご覧ください。本日の都市計画審議会が開催される前に実施した、案の縦覧及び住民からの意見募集の結果ですが、「土地区画整理事業」「都市計画道路」「都市計画公園」「地区計画」の決定・変更について、まとめてご説明いたします。

縦覧期間は、12月4日から12月18日の2週間で行いました。縦覧方法は、市役所都市政策課窓口及びさんだ市民センターで図書を縦覧するとともに、市ウェブサイトでも同じ図書を掲載し閲覧に供しました。

その結果、窓口での縦覧者数は0名、市ウェブサイトでの縦覧件数は73件でした。また、意見書の提出期限を12月18日までとし、対象者である住民及び利害関係人から募集した結果、意見書の提出が1件あり、変更案は修正しませんが、今後の取り組みの参考とするものとしております。その内容につきまして、次のページで報告させていただきます。

資料2の3ページをご覧ください。今回、「対中町地区地区計画における地区施設の整備方針」に対する意見の提出がありました。

内容としましては、2点あり、1点目が、地区施設（街区内の道路）を整備することにより、通過交通が増え、トラブル等が発生することによる良好な住環境形成への懸念、2点目が計画道路の幅員についてとなっております。

三田市としましては、対中町地区地区計画において、現道を地区施設道路として配置

	<p>し、拡幅が進むことで、安全に安心して通行できる道路が形成されるとともに、当該道路を利用して下水道の整備改善が行われることから、公共の利益の増進や、生活環境の改善に大きく寄与するものと考えております。</p> <p>通過交通の課題については、交通状況に注視し、状況に応じて自治会、道路管理者及び警察等と協議を行い、より効果的な対策等について検討を行います。</p> <p>また、地区施設道路の幅員について、一部の路線では現道の両側に住宅が立ち並んでおり、幅員6mに拡幅することで再建築が困難となる狭小な土地が生じることから当該路線は幅員4mの計画としておりますが、その他の路線では車両の円滑な対面通行を考えるうえで、原則6mの計画としております。</p> <p>最後に、変更手続きの流れについてです。本審議会で、「変更支障なし」の答申が頂けましたら、対中町地区地区計画については、市議会の議決によって、実質的な運用を行うため建築条例への位置づけを行います。</p> <p>令和6年4月上旬を目途に、それぞれ都市計画の決定・変更告示を行いたいと考えています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>清水委員 (職務代理者)</p>	<p>ただいま、事務局から説明のあった「阪神間都市計画土地地区面整理事業(対中町土地地区面整理事業)の変更」などについて、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。</p>
<p>細見委員</p>	<p>第1号議案にある対中町土地地区面整理事業を同意が得られなかったために断念し、その代替手法として第4号議案にある対中町地区計画を策定することなのですが、もともとは反対されていたものが代替手法でできるようになったのは、何か状況が変わったのでしょうか。</p>
<p>事務局(中東)</p>	<p>対中町の当該区域においては、土地地区面整理事業で社会基盤整備を予定していましたが。しかし、地権者間の合意形成ができなかったために土地地区面整理事業を断念し、現在に至っても社会基盤整備ができていない状況です。そのため、地区計画を策定することで、今後順次合意形成を進めていき、地区施設である道路などの整備をしていく所存です。</p>
<p>細見委員</p>	<p>対中町の地区計画の推進主体はどこになるのですか。</p>
<p>事務局(中東)</p>	<p>もともとは、地域住民の方がまちをよくしていこうと発足したのが対中町のまちづくり会です。そこに三田市も地域住民とともにまちづくりを推進していくこととなります。</p>
<p>細見委員</p>	<p>この地区計画はいつを目途に完成させる予定なのでしょうか。完了の予定時期を見越していないと、今度の地区計画も結局完成できずに終わり、別の手法を考えるとといったこ</p>

事務局（中東）	<p>とになりかねないのではないのでしょうか。</p> <p>現時点で完成時期は明言できませんが、現在は土地の境界がはっきりしない箇所もあるので、まずは来年度予定している地籍測量で、土地の境界をはっきりさせ、事業を前に進めていく所存です。</p>
細見委員	<p>ありがとうございます。</p>
神吉委員	<p>土地区画整理事業を廃止して、地区計画を策定することに反対はしないのですが、道路整備は地区計画を定めないとできないといったことや、道路整備をするにあたり地区計画を定めるメリットがあるのでしょうか。</p> <p>当該区域は現在、用途地域が第一種住居地域に指定されているとのことですが、地区計画ではさらに規制をかけているという理解でよろしいのでしょうか。</p>
事務局（中東）	<p>今回、地区計画を策定するのは、土地区画整理事業を廃止しても、必要な社会基盤を整備していくことを担保するためです。</p> <p>地区計画の制限内容については、第一種住居地域の中でも地区計画で幹線沿道地区と住宅地区に分けて、用途地域上は建築可能な用途も一部制限していくためのものです。</p>
幸田委員	<p>対中公園は防災公園と伺いましたが、普通の公園と何が違うのでしょうか。</p>
事務局（西原）	<p>対中町につきましてはこれまで、土地区画整理事業が進まず地区内の道路が狭隘なままで緊急車両の進入が難しくなっています。当然、今後はこれから策定する地区計画でもって地区施設である道路を整備していきますが、有事の際に地域の住民の方が一時的に避難できるように整備していくといった意味で防災公園としております。</p> <p>また、補足ですが令和5年の年末に地域の自治会から防災公園の考え方は理解するがまちのこれからを見据えて遊具等も設置してほしい旨の要望が市の公園みどり課にありました。これを受けて、市の公園みどり課では遊具等の設置も前向きに検討しているとのこと。</p>
美藤委員	<p>地区計画の内容で地区整備計画には、建築することができない用途が記載されていますが、この書き方だとこれ以外は建築できることになるようですが、それでいいのでしょうか。</p> <p>住宅地区の方に、建築してはならないものの種別の中に「ポーリング」とありますが、正式な文書であれば「ボウリング」と記載すべきではないのでしょうか。</p> <p>資料1の32ページにある地図ですが、西脇三田線にアクセスできる道路というのは地区計画区域外にある狭隘な道しかないのでしょうか。</p>

事務局（中東）	<p>地区計画区域内で建築可能なものですが、当該区域は用途地域を第一種住居地域に指定しており、建築基準法で建築できるものが決められており、地区計画ではそこからさらに用途に制限をかけていることとなります。したがって、ここに記載のないものがすべて建築できることにはなりません。</p>
事務局（徳田）	<p>建築基準法で「ポーリング」と記載しているので、地区計画についてもこれに合わせて「ポーリング」と記載しています。</p>
事務局（西原）	<p>西脇三田線へのアクセスについては、ご指摘の通りです。</p>
美藤委員	<p>地区計画を策定することで、区域内の道路整備は担保をもって進めるとのことですが、当該区域に西脇三田線から緊急車両が進入するためには、狭隘な道路を通るしかないので、そのあたりも今後ご検討いただけたらと思います。</p> <p>国道へのアクセスはつながっているということでしょうか。</p>
事務局（西原）	<p>今後、地区計画内の道路整備をするにあたり、今回地区計画内に入っていない箇所についても、周辺状況にあわせるために検討していくことになるかと思います。</p> <p>国道へのアクセスについては、可能になっています。</p>
美藤委員	<p>意見書にもあったように地区内の方にとっては、通抜け車両の増加も懸念されることと思いますが、この地域に緊急車両が進入できるようにご検討をお願いいたします。</p>
清水委員 (職務代理者)	<p>ありがとうございます。これまで、報告事項、事前説明を経てきましたが、様々なご意見を頂戴しているようです。地区計画の建築物について何点かご質問がありましたが、こちらは現在かかっている用途地域の制限にさらに地区計画で規制がかかっているとご理解いただけたらと思います。</p> <p>他にご質問ございますか。</p>
北原委員	<p>土地区画整理事業が廃止され、かわりに地区計画を策定するというのは最近よく行われることであり、その際には土地区画整理事業の計画を可能であれば踏襲することになるのは理解します。しかし、今回の計画で描かれている地区施設の道路が曲がりくねっているのもう少しすっきりとさせられなかったのでしょうか。どのような経緯で今の設計になったのかご説明をお願いします。</p>
事務局（西原）	<p>道路の線形の理由なのですが、この線形は市の都市整備課と地域の方とで作成したものにになります。計画を作成する中で、地権者の方や地域の方の合意形成を取れるのか、といった課題がありました。そもそも土地区画整理事業ができなかったのは、住民の方、商業利用されている方、農地所有者の方などの間で利害が一致せず合意形成が得られな</p>

	<p>ったからです。地区計画によって、道路の整備を進めるにあたって、現道の拡幅であれば合意形成が図られたので、今回は図面でお示ししているような計画になっています。加えて、本来であれば道路を整備する際は直線の道路を計画することが多いとは思いますが、地区内にお住いの方からすると、意見書にもあったように直線の道路ができると通抜け車両が増加するとのこと意見もあり、当該計画のようになっています。</p>
北原委員	ありがとうございました。
清水委員 (職務代理者)	<p>ありがとうございました。北原委員のご質問で我々も道路の計画の理由が分かったかと思えます。</p> <p>他にご質問がないようですので、諮問事項の承認の賛否に移ります。</p> <p>それでは、ただいまの4議案につきまして、それぞれの議案ごとに原案の承認の賛否をお諮りします。</p> <p>はじめに、第1号議案『阪神間都市計画土地地区面整理事業（対中町土地地区面整理事業）の変更』について、原案どおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">「賛成委員の挙手」</p> <p>全員挙手でございます。よって、第1号議案は、原案どおり承認することに決定します。</p> <p>次に、第2号議案『阪神間都市計画道路（八景線）の変更』について、原案どおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">「賛成委員の挙手」</p> <p>全員挙手でございます。よって、第2号議案は、原案どおり承認することに決定します。</p> <p>次に、第3号議案『阪神間都市計画公園（対中公園）の変更』について、原案どおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">「賛成委員の挙手」</p> <p>全員挙手でございます。よって、第3号議案は、原案どおり承認することに決定します。</p> <p>最後に、第4号議案『阪神間都市計画地区計画(対中町地区地区計画)の決定』について、原案どおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">「賛成委員の挙手」</p>



<p>事務局（村岡）</p>	<p>全員挙手でございます。よって、第4号議案につきましても、原案どおり承認することに決定します。以上で、第1号議案から第4号議案まで全て承認されました。</p> <p>それでは、ここで事務局より報告があります。</p> <p>これからご説明いたします、報告事項（1）阪神間都市計画ごみ焼却場の変更につきましては、ごみ焼却場の施設管理を所管しております部署も同席した中でご説明をさせていただきます。また、対中町のまちづくりを支援しております都市整備課の職員につきましては、ここで退室いたします。それでは、入退室の準備をしますので、少々お待ちくださいますようお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">都市整備課退室・クリーンセンター職員入室</p> <p>大変お待たせいたしました。それでは審議会を再開いたします。</p> <p>それでは、ごみ焼却場の施設管理を所管している職員を紹介いたします。</p> <p>ゼロカーボンシティ推進室長の辻下でございます。</p> <p>クリーンセンター新環境施設建設担当課長の福貴でございます。</p> <p>クリーンセンター主任の松木でございます。</p> <p>以上でございます。それでは、清水委員、引き続き、よろしくお願いいたします。</p>
<p>清水委員 （職務代理者）</p>	<p>報告事項（1）「阪神間都市計画ごみ焼却場の変更について」について、事務局よりご説明いただきます。事務局、お願いします。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>それでは、報告事項（1）「阪神間都市計画ごみ焼却場の変更」についてご説明いたします。都市政策課の中東です。失礼して着座にてご説明させていただきます。</p> <p>資料は、お手元にあります右肩に「資料③」と書かれたものになります。資料③と同じものを前面スクリーン及びお手元の画面に表示しております。</p> <p>2ページをご覧ください。位置図になります。赤枠で囲ってあるのが香下に位置している三田市ごみ焼却場、つまり今のクリーンセンターです。今回、当該施設の都市計画区域の変更を予定しています。</p> <p>同ページ下段が拡大図となります。オレンジ色で着色しているのが、現在の都市計画「ごみ焼却場」の区域です。面積が約42,800㎡となっております。このたびの変更は、この区域を見直すものになります。</p> <p>3ページをご覧ください。ごみ焼却場に係る経過などについてご説明いたします。三田市においては、昭和45年にごみ焼却場の都市計画決定がなされ、現在の場所ではありませんが、同じ香下地域においてごみ焼却場が稼働しておりました。</p> <p>昭和48年に、ごみの排出量の増加、収集区域の拡大に伴い、施設の増設を行うことで処理能力の変更を実施しております。</p>

その後、昭和50年代の後半から北摂三田フラワータウンを皮切りに市内ニュータウンへの入居が開始され、昭和62年からはテクノパークにて工場の操業が開始となりました。

当時は20万人都市を目指して、学校や病院等の施設建設など急速に都市機能の整備が図られ、昭和62年から平成8年まで10年連続で人口増加率日本一にもなっています。

このように、急激な人口の増加や大規模な工場の操業開始等によるごみの増加、多様化への対応が課題でしたが、前施設のごみ処理能力では対処できないことから、平成元年に処理能力を増強した、新たなごみ焼却場を都市計画決定し、平成4年より稼働開始しています。

その後、一般的に稼働開始から20年となる時期に基幹的な施設改良工事を実施することで、30～35年程度は稼働が可能とされるため、平成21～23年にかけて大規模修繕を実施し、令和9年までは安定した稼働が可能とされている状況です。

同ページ下段をご覧ください。こちらは、現施設の配置関係を記した航空写真となります。

4ページをご覧ください。現在の都市計画決定されている区域（図面の赤線で囲っている区域内）は、現施設の基本設計時における敷地設定を根拠に区域決定を行っています。その後、実施設計を進めていく中で、施設計画にも大きな変更が生じました。

主な変更点については、次の4点になります。

1点目が、施設進入路の経路変更です。変更前を黄色の破線、変更後を黄色の実線で示しています。

2点目がごみ焼却施設の設計変更です。変更後の位置関係を緑色の着色で示しています。

3点目が煙突の位置の変更です。オレンジの破線で位置の変更を示しています。

4点目が、これまでに説明した変更内容に伴う造成工事の変更となります。

そのため、実際の施設区域と都市計画区域との間で乖離が生じている状況となっております。今回の変更は、新施設の建替えに関して、施設敷地内において計画していますが、施設区域の整合を図るための都市計画変更となります。

同ページ下段をご覧ください。変更を検討している区域についての説明となります。凡例にもあるように、現計画区域と重複する区域、削除する区域、追加する区域が分かるように図面を作成しております。参考として、変更前と変更後の計画図も吹き出しで表示しております。

変更内容としては、面積が約42,800㎡から約26,700㎡、施設処理能力について、ごみ焼却処理施設210 t / 24 h が120 t / 24 h、粗大ごみ処理施設30 t / 5 h が14 t / 5 h への変更を検討しております。

処理能力につきましては、第4次三田市一般廃棄物処理基本計画における、令和9年度推計値から令和元年度の実績を基に補正して搬入量を計画ごみ処理量としております。

現施設は20万人都市を目指した当時に必要とされる処理能力にて設計されましたが、実際には、平成25年をピークに人口は減少しており、今後も継続して減少していく見込みです。そのため、現施設と比較すると新施設において処理が必要となる「計画ごみ処理量」

も減量されることとなります。

5ページをご覧ください。こちらは、新ごみ処理施設のパス図となります。注釈にもあるように、おおむねのイメージを表現したものであり、確定した整備計画によるものではありませんが、現在のクリーンセンター敷地内の多目的広場を中心としたエリアを整備計画地としております。

同ページ下段をご覧ください。ここからは上位計画等との関連性についてまとめております。まず、ごみ処理の広域化の検討についてです。国においては、東日本大震災を契機にごみ処理施設の災害対策と広域処理の必要性が再確認されており、また廃棄物エネルギー利活用の効率性の観点からも広域処理が推進されています。

しかし、三田市に隣接する各自治体のごみ処理施設は、ある一定規模以上の施設が多く単独設置も可能であること、建替えの時期等もあり、最大限広域化の検討を行いました。今回は単独での実施が適当であると判断しております。

このようなことから、本市においては単独で「三田市新ごみ処理施設整備・運営事業」を進めております。

6ページをご覧ください。令和4年4月に策定された第5次三田市総合計画からの抜粋となります。持続可能な環境づくり施策として、さんだ環境エネルギーセンターの整備を掲げています。また、令和5年4月に改定した都市計画マスタープランでは、都市施設等の計画的な維持更新についての記載もあります。

同ページ下段においては、第2期循環型社会形成推進地域計画についてです。これは、ごみの適正、合理的な処理と処分体制を確立することにより、環境汚染を未然に防止して、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための計画であり、ここでは、三田市における処理体制や処理施設の整備についての記載を抜粋しております。

7ページでは、三田市新ごみ処理施設整備基本計画の抜粋をお示ししております。整備計画地として、自然環境への配慮や土地造成費用低減、施設運営の利便性等の観点から i) から iii) の要件を満足する区域が望ましいとあり、赤書きで記載のとおり、今回の整備計画予定地は、それぞれの要件を満たしたものとなっております。

以上のことから、新ごみ処理施設の稼働目標年次である令和10年度に向けて、現在のクリーンセンター敷地内の「多目的広場」を中心としたエリアを整備計画地としております。

下段をご覧ください。新ごみ処理施設の整備スケジュールとなります。令和3年度から令和4年度にかけて、基本設計、生活環境影響調査等を実施しております。令和4年度から令和5年度にかけては、整備・運営事業者選定を進め、昨年の12月に事業者が決定いたしました。今後は、令和10年度下半期からの稼働に向けて、実施設計・建設工事を進めていく流れとなります。

8ページでは、都市計画変更のスケジュールをお示ししております。

今年度から来年度にかけて、当審議会にご審議をお願いしたいと考えております。来年度、当審議会でご諮問し、変更内容に支障なしのご意見をいただければ、その後、都市計画の変更告示の手続きとなります。

	<p>以上で、報告事項（1）についてのご説明を終わります。</p>
清水委員 (職務代理者)	<p>ただいま、事務局から説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃって から発言をお願いいたします。</p>
美藤委員	<p>今回、都市計画区域から外れる区域は今後どうしていくのでしょうか。</p>
事務局 (福貴)	<p>土地の所有は三田市なので、現状のまま三田市が所有することになります。</p>
美藤委員	<p>資料3の4ページに車両の進入経路が描かれていますが、この図のように大きく曲が りこまないといけなかったのには何か訳があるのでしょうか。</p>
清水委員 (職務代理者)	<p>現在の施設を建てる際になぜ動線を変更したのかというご質問ですね。</p>
美藤委員	<p>はい。今の区域をもっと有効に活用できたのではないかと思い、質問いたしました。</p>
清水委員 (職務代理者)	<p>ここに示されているのは、現在の施設を建築するとき、計画段階で変更された内容な のですが、それについてのご質問ということによろしいでしょうか。</p>
美藤委員	<p>区域全体で考えたときに、道路も含めて、今回区域の使い方をどのように考えているの かご教示いただきたいです。</p>
事務局 (作倉)	<p>資料3の4ページ上段で示しているのは、平成元年に現在の施設を設計した際のもの を記載しています。当時、基本設計をした際の進入路は点線で示されており、その後実施 設計する中で直線で示された経路での進入の計画となり、現在もこの経路で進入してい ます。道路は既にできているので、今回の建て替えの際も現存の道路を利用する計画にし ています。</p>
美藤委員	<p>ごみ処理施設の建て替えに関して、広域化せずに三田市独自で建て替えるとの話があ りましたが、なぜ広域化が難しかったのかももう少し詳しくご説明をお願いします。</p>
事務局 (福貴)	<p>三田市とごみ処理施設を広域化させられる可能性のある近隣市には平成28年から平 成30年にかけて協議してきました。その中で、神戸市は建て替え時期が合わないこと、 丹波篠山市及び加東市は他の区域との広域化を計画中のため、三田市との広域化は難し いとのことでした。また、猪名川町は既に広域化されて建て替えられておりました。宝塚 市や三木市は建て替え時期もおおむね一致していたので、協議をしたのですが、それぞれ 市独自で建て替える計画を検討しているとのことでした。このように、近隣市とは今回の</p>

	<p>建て替え時には広域化が難しく、三田市においても市独自の建て替えが妥当と判断しました。</p>
美藤委員	<p>近隣各市と協議したうえで決定されたということですね。</p> <p>災害があったときには、お互いに協力し合う必要があると思うので、今後は有事の際のことも検討していただけたらと思います。</p>
清水委員 (職務代理者)	<p>ありがとうございます。他にございますか。</p>
厚地委員	<p>先ほどの説明では区域を変更する理由が分からないのですが、区域は変えなくても問題ないのでしょうか。</p>
事務局 (中東)	<p>現在、都市計画決定されているごみ処理施設の区域は、現在稼働している施設の基本設計時における敷地設定を根拠に都市計画決定しております。本来であれば、基本設計から実施設計で計画が変わり必要な区域が変更されたタイミングで、適切な規模に都市計画変更するべきだったのですが、それができていなかったため、今回の建て替えに併せて区域も都市計画変更する予定です。</p>
厚地委員	<p>ここでいう「区域」とは、都市計画で定められた区域のことなのか、それとも単に日本語でいわれる区域ということなのか説明してください。</p>
事務局 (中東)	<p>ここでいう区域とは都市計画法の規制、たとえば建物の高さや構造の制限がかかってくる区域になります。</p>
厚地委員	<p>そしたらこれは「何」区域になるのですか。</p>
事務局 (中東)	<p>今回変更を予定しているごみ焼却場の区域になります。</p>
厚地委員	<p>ごみ焼却場の区域とは都市計画法でごみ焼却場だけが入ってくるのでしょうか。</p>
事務局 (福貴)	<p>まず、ごみ処理施設は都市計画決定された区域でないと建設できないことになっています。つまり、もともとは建築できない区域ではありますがごみ処理施設の都市計画決定をすることで、建築が可能になるということです。なので、区域内であれば建設は可能なのですが、都市計画は必要最小限の区域にするべきという考え方があり、管理上も必要最小限の区域にするべきなので、今回都市計画区域の変更を予定しています。</p>
厚地委員	<p>今回、建て替えに際しては都市計画区域を変更しなくても支障はないが、都市計画の考</p>

事務局（福貴）	<p>え方に則って変更するということですか。</p> <p>その通りです。</p>
厚地委員	<p>ということでしたら、もともとは施設の煙突が離れた位置にありますが、今回は煙突が施設内に設置されていますが、当初は技術的に煙突を離さないといけなかったのではないかと憶測しますが、今回は基準等が変わったために施設内に煙突が設置できるようになったのでしょうか。</p>
清水委員 (職務代理者)	<p>少しややこしいですが、ここで示されている変更は、現在の施設から建て替え後の施設の変更を表しているのではなく、現在稼働している施設の設計が基本設計時から実施設計する段階で変更されたことが示されているものかと思います。この都市計画審議会の場では、資料3の4ページ下段にある都市計画区域の変更について議論いただきたいと思います。</p>
厚地委員	<p>ありがとうございます。ここで記載されている煙突の位置の変更は何を意味するのですか。</p>
事務局（中東）	<p>資料3の4ページに記載している変更は、現在稼働している施設を設計する際に生じた変更になります。</p>
厚地委員	<p>その辺りは整理して説明していただかないと、どのことについて説明されているのか、1回目の焼却場の計画なのか、現在の施設なのか、次の施設の変更なのか、今回変更されている理由がかえって入り乱れると、どれがどういう理由で変更されているかというのが聞いているほうは分かりません。</p>
事務局（福貴）	<p>資料3の4ページ上段の説明は、現在の都市計画決定されている区域は現在稼働しているごみ処理施設の大きさと合っていないので、そのことを説明するために載せたつもりだったのですが、かえって混乱させる結果になってしまいました。</p> <p>本来、現在稼働している施設の設計が変更になった時点で都市計画区域も変更していたらよかったのかもしれませんが、ごみ処理施設が都市計画区域内に収まっていたら、施設の建設は法的には問題ないのでそのままになっていたのではないかと考えられます。都市計画法の考え方では必要最小限の区域を指定するべきであるので、今回の建て替えに併せて区域の変更もしていく所存です。</p>
厚地委員	<p>その説明だと、今回予定している変更の理由は、都市計画法の考え方では、必要最小限の区域を指定するためということかと思います。それが書いていないから分かりにくいのです。初めて聞く人にもわかるように説明してください。</p>

<p>事務局（中東）</p>	<p>今回説明したのはあくまでも報告事項としてであり、これから変更を予定している案件について情報を出して、次回以降変更の理由について説明していくつもりです。</p>
<p>清水委員 (職務代理者)</p>	<p>ありがとうございます。次回以降、本日いただいた質疑の内容も含めてご説明いただけたらと思います。</p> <p>ほかにご質問等はございますでしょうか。</p> <p>それでは、他にご質問等もありませんので、ごみ焼却場の施設管理を所管しております職員につきましては、ここで退室させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">クリーンセンター職員退室</p>
<p>清水委員 (職務代理者)</p>	<p>それでは、引き続き、報告事項（２）「兵庫県が定める都市計画区域マスタープラン等の見直し」について、事務局よりご説明いただきます。事務局、お願いします。</p>
<p>事務局（藤白）</p>	<p>それでは、「都市計画区域マスタープランの見直し」、「区域区分の見直し」及び「都市再開発方針等の見直し」について説明いたします。三田市都市政策課の藤白です。失礼して着座での説明とさせていただきます。資料は、「報告事項3 説明資料」となります。また、説明資料と同じものを前面スクリーンに表示しております。</p> <p>報告事項の内容は、兵庫県が都市計画の決定権者となります「阪神間都市計画区域」に係る「都市計画区域マスタープラン」「区域区分」「都市再開発の方針」「住宅市街地の開発整備の方針」「防災街区整備方針」の見直し基本方針に関して、でございます。</p> <p>これらの方針は、概ね5年に一度、兵庫県が見直しすることとされております。現在、令和3年3月31日に策定された内容について、兵庫県と三田市をはじめとする都市計画区域に属する市町が見直し手続きを行っており、令和8年3月末の変更告示に向けて作業を進めているところです。そして、今後、兵庫県の見直しの案がまとまりましたら、本審議会にて報告いたしますので、今回は事前に、その役割や考え方などについて、説明いたします。</p> <p>はじめに、これから説明していく内容のそれぞれの関係について、簡単に説明します。資料3の10ページをご覧ください。</p> <p>都市計画区域マスタープランは、人口、人や物の動き、土地利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目的を明らかにし、将来のまちをどのようにしてきたのかを具体的に定めるもので、都市計画法に基づき県が定めるものです。これには、都市計画の目標や区域区分の決定の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を定めております。</p> <p>都市計画審議会委員の皆様へ承認いただき、令和5年4月に改定した三田市都市計画マスタープランは、この都市計画区域マスタープランや第5次三田市総合計画などに即</p>

<p>して改定しております。</p> <p>「都市再開発の方針」などの都市再開発方針等は、都市計画区域マスタープランに即して作成されるもので、都市計画区域マスタープランの内容を具体化するためのものです。それぞれの内容については後ほど説明いたします。</p> <p>なお、都市計画区域に定められる個別の都市計画についても、これらに即して定めることとなります。</p> <p>続いて、兵庫県の都市計画区域の現状を説明します。都市計画区域とは、一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域として県が指定する区域のことです。</p> <p>兵庫県では、現在、41市町のうち39市町で20の都市計画区域を指定しています。このうち、神戸、阪神、東播、中播、西播地区の5つの都市計画区域（26市町）にて「区域区分」を行っています。スライドにもありますように、都市計画区域には、2つ以上の行政区域で構成される「広域都市計画区域」と、1つの行政区域で構成される「単独都市計画区域」があり、三田市を含む阪神間都市計画区域は、広域都市計画区域に分類されます。</p> <p>この都市計画区域を、市街化区域と市街化調整区域にわけ、これを「区域区分」いわゆる「線引き」といいます。</p> <p>左側の図が、令和3年4月1日現在の兵庫県の都市計画区域を表したものです。赤色で囲まれた区域が都市計画区域となり、ピンク色が市街化区域、緑色が市街化調整区域に指定されていることを表します。その他、だいたい色に着色された部分は、区域区分のない都市計画区域（いわゆる非線引き区域）で、白色の部分は、都市計画区域外となります。</p> <p>20ページに、都市計画区域図の拡大図を付けていますので、参照していただくと分かりやすいかと思います。</p> <p>また、三田市が含まれる阪神間都市計画区域を青色で囲っています。</p> <p>ここで、都市計画法において、「近畿圏整備法」で近郊整備区域に指定されている区域等については、区域区分という市街化区域と市街化調整区域に分けなければならないことが法律上、定められています。</p> <p>三田市については、この近畿圏整備法で近郊整備区域等に位置づけられているので、法律上、区域区分を定める必要がある、ということになります。</p> <p>これにより、三田駅を中心とした既成市街地やニュータウン地区が市街化区域、市域の中部、北部などの農村地域が市街化調整区域に指定されております。</p> <p>それでは、「都市計画区域マスタープラン」の変更について説明します。</p> <p>資料は11ページからになります。</p> <p>都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に基づき、県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のことです。</p> <p>都市計画区域マスタープランは、令和4年3月に策定された兵庫ビジョン2050や兵庫県のまちづくり基本方針などに即して策定される予定の（仮称）ひょうごの都市計画ビジョンに即して策定されます。</p> <p>次のページで、兵庫県が令和5年12月に作成した「都市計画区域マスタープラン見直し</p>
---



基本方針」を抜粋して、(仮称)ひょうごの都市計画ビジョンについて説明していきます。  
資料の12ページをご覧ください。

(仮称)ひょうごの都市計画ビジョンは今回の見直しに際して、令和6年度に兵庫県が策定を予定しているものです。

というのも、兵庫県では、県内を市街地の広がりや歴史・文化を踏まえ、阪神、播磨東部、播磨西部、但馬、丹波、淡路の6地域に分け、都市計画区域マスタープランを作成しており、現行の都市計画区域マスタープランまでは、それぞれの地域において全県共通となる「基本的事項」や「基本的視点」、「現状と課題」などを示したうえで、各地域の地域特性などに応じた目標や区域区分の有無、都市計画決定の方針などを地域別に定めておりました。

今回の見直しにおいては、このような従来の計画構成を、①県民に対する分かりやすさ、②全地域の都市計画区域マスタープランとの関係の整理・明確化を主な目的として、全県域を対象とした広域の共通方針をビジョンとしてひとつにまとめたうえで、それぞれの各地域別に基本的事項や目標、方針などを定めることとなりました。それが、(仮称)ひょうごの都市計画ビジョンになります。

そして、それぞれの地域における都市計画区域マスタープランはこの(仮称)ひょうごの都市計画ビジョンに即して策定されることとなります。

なお、神戸市については、都市計画法に基づき、神戸市が定めることとなっています。  
参考資料として、現行の都市計画区域マスタープラン(概要版)を21～22ページにお示ししております。

続いて資料13ページをご覧ください。

都市計画区域マスタープランは、おおむね5年ごとに見直しを行い、令和3年3月に前回の見直しがなされました。今回、皆様にご説明しているのは、兵庫県がこれから令和7年度末に見直しを予定していますのでその事前説明になります。

今回の見直しは、令和4年3月に策定された「ひょうごビジョン2050」の展望年次である2050年の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和17年とし、令和5年12月に策定した「都市計画区域マスタープラン見直し基本方針」に基づいて行い、令和7年度末の改定を予定しています。

スライドには令和5年6月に兵庫県が策定した都市計画区域マスタープラン見直し基本方針にて示されている見直しの主な視点と、目指すべき都市づくりの方向性を、資料を抜粋してお示ししています。

今回の見直しで目指すべき都市づくりの方向性として示されているのが、

- ・ 現在の都市計画区域マスタープランにも掲げられている、それぞれの役割を持った各地域が相互に補完・連携する「地域連携型都市構造の実現」などによる『持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり』や、
- ・ 災害に強い都市構造の構築、子育てにやさしい都市づくりの推進などによる『誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり』、
- ・ 脱炭素型の都市づくりやグリーンインフラの活用などによる『環境と共生する都市

<p>づくり』となります。</p> <p>続いて、資料の14ページをご覧ください。</p> <p>これらの方向性に即して、それぞれの地域の都市づくりの方針が定められております。三田市を含む阪神地域においては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 大規模業務施設や都市型住宅などを適切に誘導するとともに、既存ストックの有効活用や、ライフラインの耐震化等を推進する「市街地の整備と防災・減災対策の強化」</li><li>② 大阪ベイエリアの活性化に向けて官民との連携や工場跡地の適切な土地利用誘導などを図る「大阪湾ベイエリアの活性化」</li><li>③ 駅前等の既成市街地における子育て世帯のニーズに応える住宅供給や、ニュータウンにおける住宅地の持続可能性と価値の向上を図る「住環境の高質化(子育て環境の充実)」</li><li>④ 市街地内の公園や農地等を保全・活用による快適な都市空間の形成や、六甲山系グリーンベルト整備事業等の推進による自然緑地の保全と防災機能の強化を図る「グリーンインフラを活用した都市の快適性・防災性の向上」</li></ul> <p>が重点方針として定められる見込みとなります。</p> <p>これらの内容につきましては、今後、兵庫県が、国や市町と協議し、説明会や縦覧手続きなどを行い決定されます。</p> <p>都市計画区域マスタープランの方針は以上でございます。</p> <p>続いて、区域区分の見直しについてです。資料は15ページに記載しております。</p> <p>区域区分とは、兵庫県が定める都市計画で、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域である市街化区域と、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止や農林業等の健全な調和のため市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の区分を定めることをいいます。</p> <p>区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としており、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、農林漁業との健全な調和等、地域の実情に即した都市を形成していくうえで根幹をなす都市計画となっています。</p> <p>今後の区域区分の方針についてですが、人口減少・高齢化の進行などの状況もあり、これまでのようなスプロール的な開発圧力は低減してきていると考えられますが、持続可能な地域連携型都市構造を実現するためには、引き続き、一定の土地利用コントロールが必要であることから、区域区分を維持していきます。</p> <p>ここで、先ほどもご説明しましたが、三田市は近畿圏整備法により、区域区分を定めることが法で定められています。</p> <p>なお、地域活力の維持・向上を図るため、開発許可制度の弾力的運用や地区計画の活用による秩序ある土地利用を誘導する必要があることから、平成27年より「市街化調整区域における土地利用計画」による開発許可の弾力的運用や、地区計画の申出制度の運用を行っております。</p>
---

続いて、区域区分の変更の基本的な考え方についてです。

資料は16ページ上段に記載しています。

区域区分は、先ほど説明した都市計画区域マスタープランによって定められるものであり、その見直しと併せて区域区分も見直されることになり、今後手続きを進めてまいりますので、今回の都市計画審議会ですべて皆様にご説明いたします。

今回の見直しの目標年次は、国勢調査による基準年次である令和2年(2020年)を基として、10年後の令和12年とします。

市街化区域への編入を検討するに当たっては、土地利用の動向や都市基盤施設及び公共交通網の整備状況等の詳細な検討を行い、計画的な市街化を図るうえで特に必要な場合に行うものとします。また、編入する区域は先ほど説明した都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に位置付けられ、すでに市街化を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた必要最小限の区域とします。

反対に、現在市街化区域にあっても、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間、市街化が見込まれない区域などは、市街化調整区域への編入を検討します。

では、次に都市再開発方針等の見直しについてです。資料の17ページをご覧ください。

都市計画法第7条の2に基づいて、兵庫県では「都市再開発の方針」「住宅市街地の開発整備の方針」「防災街区整備方針」を定めています。これらは、都市計画区域マスタープランの内容の一部を具体化するためのものです。これらも区域区分と同様、都市計画区域マスタープランの見直しと併せて見直しを実施します。

では、それぞれの方針についてです。

都市再開発の方針は、市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るための方針です。この方針には、計画的な再開発が必要な市街地、再開発促進地区、課題地域を定めることができ、現在、三田市では、三田駅前にて市街地再開発事業が進められているCブロック地区が「再開発促進地区」に指定されています。現在指定されている区域の位置図を資料の23ページに付けております。

見直しに際しては、再開発促進地区等における事業の進捗や住民のまちづくりの意識の変化(醸成)を踏まえて見直しを行うこと、とされています。

住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域に係る都市計画区域において、住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備を図るために定めるための方針です。

現在、三田市では、すでに北摂三田ニュータウン事業が完了していることから指定はありません。

続いて、防災街区整備方針は、市街化区域内において、老朽木造建物の密集市街地の各街区について防災街区としての整備を図るために定めるための方針です。

現在、三田駅周辺が、住民への防災知識の普及や防災意識の高揚を図る「課題地域」に位置付けられています。

	<p>現在指定されている区域の位置図を資料の24ページに付けております。</p> <p>見直しに際しては、密集市街地の防災性の向上に向けた事業の進捗などを踏まえて見直しを行います。</p> <p>最後に、スケジュールについて説明いたしますので、資料の18ページをご覧ください。</p> <p>令和5年11月から12月にかけて、それぞれ「都市計画区域マスタープラン見直し基本方針」、「市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）の変更に係る方針」、「都市再開発方針等」の見直しの考え方を兵庫県が作成しました。これらの方針に則って、今後見直し案を作成していくことになります。</p> <p>今後の予定は、状況によって時期が前後することはあるかと思いますが、令和6年度中に都市計画区域マスタープラン、区域区分及び都市再開発方針等に関する素案を県が作成していくことになります。このとき、市町は各種見直し方針に従って、市町の素案を作成し、県にヒアリングを受け、その内容が県の方針に合っていれば市町の意見が県の素案に反映されることになります。</p> <p>そして、令和7年度に県が作成した案をもって国協議等の手続きを行い、令和7年度末に、都市計画区域マスタープラン、区域区分、都市再開発方針等を県にて決定告示する予定となっています。</p> <p>今後、これらの手続きを兵庫県が進めていくなかで、本審議会においても報告などさせていただきます。</p> <p>以上で、報告事項（2）の説明を終わります。</p> <p>清水委員 (職務代理者)      ただいま、事務局から説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃって から発言をお願いいたします。</p> <p>神吉委員              兵庫県が都市計画区域マスタープランの変更をしていくとのことですが、この市の都市 計画審議会は今後どのように関わっていくことになるのですか。</p> <p>事務局（中東）      始めに説明した通り、今回説明した内容はすべて兵庫県が決定権者になるのですが、区 域区分や都市再開発方針等については県が主導する形ではありますが市の考え方の聞き 取り、つまりヒアリングもありますので、そのヒアリング結果について三田市都市計画審 議会委員の皆様と共有し、そのうえで市の考え方を兵庫県に提出できたらと考えていま す。</p> <p>神吉委員              ありがとうございます。我々がどのように関わっていくのかが分かりにくかったので すが、理解しました。</p> <p>事務局（中東）      次回以降はもう少し分かりやすいように説明していきます。</p>
--	--

<p>清水委員 (職務代理者)</p>	<p>神吉委員への質問について、事務局からも説明があったように、当案件について、我々三田市都市計画審議会委員のかかわり方としては、諮問ではなく意見聴取になるかと思っておりますので、市の考え方に対して意見するような関り方になろうかと思っております。</p> <p>他にご質問はございますか。</p>
<p>厚地委員</p>	<p>三田市では、市街化区域と市街化調整区域があり、市街化調整区域では人口が調整されて維持できているかという、どんどん人口が減ってきているのが現状かと思っております。昔は、一世帯当たりの子供の人数も多かったのですが、子供が都会へ出て行っても人口が維持できていましたが、今は少子化で人口減少が始まっています。そんななか、国の法律がそのままでは、都市を維持するのは難しいので、この審議会から国へ意見していくようにお取り計らいをお願いしたいです。</p>
<p>清水委員 (職務代理者)</p>	<p>ありがとうございます。市に対してというよりは、私たち都市計画審議会に対して、国に意見をしていくべきだ、というご意見だったかと思っております。</p> <p>市街化調整区域の言葉の意味としては、人口を調整するというよりかは市街化を抑制する区域になっています。もちろん、区域区分の制度も日本の人口が増加している時代に作られたものですので、様々な意見があろうかと思っております。なので、これからよりよくしていくためにどうしていくのかといったことを考え、今後なにかご意見ができれば市から県に、県から国へ要望していくようにお願いすることもあるかもしれません。</p> <p>他にご質問等はございますでしょうか。</p>
<p>美藤委員</p>	<p>説明のなかで和暦と西暦が混在していたので、今後は統一してもいいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (藤白)</p>	<p>今後、統一した表記にするようにします。</p>
<p>清水委員 (職務代理者)</p>	<p>なかなか行政のなかでも統一は難しいと思いますが、併記するなどすれば分かりやすくなるのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (藤白)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>清水委員 (職務代理者)</p>	<p>他にご質問がないようですので、ただいまの報告事項につきまして、都市計画の手続きを進めていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>ここで、傍聴人の方に申し上げます。本日の都市計画審議会においては、ここからの進行は非公開となりますので、退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">「傍聴人退室」</p>

	<p>次に、連絡事項に移りたいと思います。それでは、事務局より連絡事項などありますか。</p> <p>—閉会—</p>
--	---